

「所得連動返還型奨学金制度」に対する会長声明

独立行政法人日本学生支援機構の学資の貸与制度（「奨学金制度」）について、2012年度から所得連動返還型奨学金制度が導入された。さらに国は奨学金の返還に係る不安及び負担の軽減を図るためとして、新たな所得連動返還型奨学金制度（以下「新制度」という。）の導入を目指し、「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」を設置している。同会議からは2016年2月10日に「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について」（第一次まとめ）（素案）が示され、現在、2017年度の新規貸与者から新制度の適用を始めることを目指して、急きょ議論が進められている。

新制度は、設計と運用次第では利用者の負担を大きく軽減できるが、それを誤れば、逆に利用者に大きな負担を強いることになる。実際、素案は奨学金制度利用者の負担軽減だけを考慮するものではなく、以下の大きな問題がある。

第一に、素案では、年収0円からでも月額2,000～3,000円の支払いをすることが適当であるとされている。年収300万円以下の者には申請により返済を猶予することが検討されているものの、申請可能年数は通算10年又は15年とされている。裏を返せば、素案では、低収入が所定の年数を超えれば、収入がない者でも返済を強いられる事になる。そもそも収入が一定額以下の者にはその状態が続く限り返済を求めるべきではない。

第二に、素案では返済期間は、返済完了まで又は本人が死亡若しくは障害等により返済不能となるまで、とされている。返済できるだけの収入が得られなかった者に、学生の時の借金について生涯にわたって責任を負わせるのは酷であり、返済期間には一定の年数を定めるべきである。

第三に、素案では、返済者が被扶養者になった場合には、扶養者の収入を勘案して返済額を決定するとし、扶養者のマイナンバーの提出がない場合は新制度の利用を認めないとしている。言うまでもなく、奨学金を借りていない者には返済義務はなく、マイナンバーの提出義務もない。新制度は、返済義務のない者に返済やマイナンバーの提出を事実上強いるもので、借りた者のみが責任を負うという法の根本原則に反している。

第四に、新制度の対象は、現行制度と同じく無利子奨学金のみとされている。しかし、借りた奨学金の種類によって将来の収入に差が出るわけではない。所得に応じた返済を可能にするのであれば、奨学金の種類によって区別する根拠はない。

多くの利用者を有する奨学金制度への新制度の導入が、利用者に大きな影響を与えることは容易に予想される。上記のように多くの問題点を抱えたまま導入を急

げば、今後に大きな禍根を残すことにもなる。

当会としては、教育を受ける権利を実質的に保障するため、本来的には給付型の奨学金の原則化が望ましいと考えているが、貸与型の奨学金を前提とするのであれば、利用者負担を最小限に抑えた制度とすべきである。よって新制度についても、上記問題点を踏まえたうえで、真に利用者負担の少ない制度設計を行うべきである。

2016年3月28日

千葉県弁護士会

会長 山本 宏 行